

別紙

森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式 試行実施要領

第1 目的

施工パッケージ型積算方式（以下「本方式」という。）は、本方式による標準単価（工種区分毎、積算条件毎にデータベース化した標準単価。以下「施工パッケージ単価」という。）を用いて積算を行うものであり、積算業務の合理化を図ることを目的とする。

第2 対象工事の範囲

施工パッケージ単価が設定された工種については、平成28年10月1日以降に入札の公告を行う請負工事において、当該施工パッケージ単価を用いて積算できるものとする。

第3 積算方法

本方式による積算は、別添1「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」（以下「本方式の基準」という。）及び別添2「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式標準単価表」により行うものとする。

なお、入札不調等により施工パッケージ単価が実態と乖離していることが明らかとなった場合には、見積りによる資材単価等を用いて補正を行うものとする。

第4 本方式における留意点

本方式は、基本的には積算方法の変更を行うものであり、入札・契約方法を変更するものではない。

したがって、契約の相手方の決定は、従来どおり、原則として、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者とするなど、本方式における入札・契約に関する基本的な手続は従来どおり実施するものである。

なお、本方式の実施にあたっては、以下の点に留意し、円滑な実施に努めるものとする。

1 積算方法

請負工事費の積算は、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）を基本とし、積上げ方式及び本方式を組み合わせる場合には、本試行実施要領及び「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）のほか、関係通知を用いて積算するものとする。

2 工種の適用範囲

本方式の基準による積算の各工種の適用範囲は、次のとおりとする。

(1) 「1章. 土工」の適用範囲

土工の適用可能な作業は、次のとおりとする。

施 工 パッケージ	適用可能な作業
・ 掘削	・ 小規模土工(標準) 1箇所当たり施工土量 100 m³以下、バックホウ山積 0.28 m³ (平積 0.2 m³) ・ 小規模土工(標準以外) 1箇所当たり施工土量 50 m³以下、バックホウ山積 0.13 m³ (平積 0.10 m³) ・ 土砂の掘削押土 ①施工数量 30,000 m³未満又は湿地軟弱土、ブルドーザ 20 t 級 ②施工数量 30,000 m³以上、ブルドーザ 32 t 級 ・ 土砂・岩石掘削 施工数量 50,000 m³以上、バックホウ山積 1.4 m³ (平積 1.0 m³)
・ 土砂等運搬	・ 小規模土工におけるダンプトラック運搬 (標準) 4 t 積級、(標準以外) 2 t 積級
・ 整地 ・ 敷均し(ルーズ)	・ 残土処理場の整地作業 ・ 敷均し (ルーズ) ①標準以外、ブルドーザ 21 t 級 ②狭小幅員(2.5m以上 4.0m未満)、ブルドーザ 3 t 級
・ 路体(築堤) ・ 盛土	・ 施工幅員 2.5m 未満 ・ 施工幅員 2.5m 以上 4.0m 未満 ・ 施工幅員 4.0m 以上 施工数量 10,000 m³以上、ブルドーザ 21 t 級
・ 路床盛土	・ 施工幅員 2.5m 未満 ・ 施工幅員 2.5m 以上 4.0m 未満 ・ 施工幅員 4.0m 以上 施工数量 10,000 m³以上、ブルドーザ 21 t 級
・ 押土(ルーズ)	・ ブルドーザ規格 20t 級 (湿地型)
・ 積込(ルーズ)	・ 1箇所当たり施工土量 100 m³以下 (標準) ・ 1箇所当たり施工土量 100 m³以下 (標準以外) ・ 施工数量 50,000 m³以上、バックホウ山積 1.4 m³ (平積 1.0 m³)
・ 人力積込	・ 土砂、岩石・玉石、軟岩、中硬岩、硬岩、アスファルト塊、コンクリート塊
・ 転石破砕	・ 適用可
・ 床掘り	・ 1箇所当たり施工土量 100 m³程度、または平均施工幅 1 m 未満 ・ 現場制約がある場合の人力施工
・ 掘削補助機械搬	・ 適用可

入搬出	
・ 基面整正	・ 適用可
・ 舗装版破碎 (小規模土工)	・ 適用可
・ 埋戻し	・ 適用可
・ タンパ締固め	・ 適用可
・ 人肩運搬	・ 適用可 (200m 以内)
・ 小車運搬	・ 適用可 (200m 以内)
・ 安定処理	・ 適用可

(注) 本表に該当しない場合は、「森林整備保全事業標準歩掛」を用いて積上げ方式により積算するものとする。

(2) 「2 章. 共通工」の適用範囲

次の工種については、施工条件等に留意して適用するものとする。

ア かご工

森林整備保全事業標準歩掛の「共通工 かご工 (B)」の内容に該当する場合に適用する。

「山腹工 かご工 (A)」の場合、森林整備保全事業標準歩掛を用いて積上げ方式により積算するものとする。

イ コンクリート (無筋・鉄筋構造物コンクリートポンプ車打設の場合)

設計日打設量が 50 m^3 以上の場合に適用する。

なお、次のいずれかに該当する場合には、森林整備保全事業標準歩掛を用いて積上げ方式により積算するものとする。

(ア) 設計日打設量が 50 m^3 未満の場合

(イ) 山腹工においてコンクリート体積が 100 m^3 未満の場合

ウ コンクリート (無筋・鉄筋構造物、小型構造物人力打設の場合)

ケーブルクレーン打設について、適用できるものとする。

ただし、山腹工においてコンクリート体積が 100 m^3 未満の場合は、「森林整備保全事業標準歩掛」を用いて積上げ方式により積算するものとする。

(3) 施工パッケージ単価のみ設定されている工種

次の工種は、「森林整備保全事業標準歩掛」に掲載がない工種であり、作業条件等に留意し適用するものとする。

- ・ 人力土工 (ベルトコンベヤ併用)
- ・ プレキャストコンクリート板設置工
- ・ 現場打擁壁工 (1)
- ・ 現場打擁壁工 (2)

- ・プレキャスト擁壁工
- ・排水構造物工 現場打ち水路（本体）
- ・排水構造物工 現場打ち集水桝・街渠桝（本体）
- ・軟弱地盤処理工（サンドマット工）
- ・軟弱地盤処理工（粉体噴射攪拌工（DJM 工法））
- ・構造物とりこわし工
- ・発砲スチロールを用いた超軽量盛土工
- ・現場取卸工
- ・函渠工（１）
- ・函渠工（２）
- ・殻運搬
- ・型枠工（省力化構造）
- ・消波根固めブロック工（ブロック撤去工）（0.25 t 以上 35.5 t 以下）
- ・捨石工
- ・護岸基礎ブロック工
- ・かごマット工
- ・袋詰玉石工
- ・笠コンクリートブロック据付工
- ・踏掛版
- ・道路付属物設置工
- ・橋梁排水管設置工
- ・現場発生品及び支給品運搬

3 請負代金額の変更

請負代金額の変更は、国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について（平成 7 年 11 月 28 日付け 7 林野管第 161 号林野庁長官通知）中、別添 2「国有林野事業工事請負契約約款」（以下「契約約款」という。）第 24 条の規定に基づき実施するものとする。

なお、変更にあたっては、次の(1)～(5)の例を参考に請負代金額の変更を行うものとするが、従来の設計変更の考え方を変えるものではなく、従来どおり、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする。

(1) 施工数量変更

施工数量が変更となった場合は、従来の取扱いと同様、当初の積算単価に落札率を乗じて算定した単価に、変更後の設計数量を乗じて、変更後の請負工事費を算定する。

(2) 施工パッケージ単価の条件区分の変更

本方式の基準は、施工パッケージ単価の条件区分に一定の幅（例：舗装の平均厚さ 45mm 以上 55mm 未満、55mm 以上 65mm 未満など）を設けており、同じ条件区分内での変更（例：舗装厚 45mm から 55mm への変更）の場合に

は、設計変更の対象としない。

ただし、当初設計の条件区分から他の条件区分への変更（例：舗装厚45mmから60mmへの変更）の場合には、設計変更の対象とする。

(3) 使用材料の変更（使用材料の規格変更）

使用材料の規格変更により材料単価が変更となった場合には、変更後の材料単価により請負工事費を算定する。

(4) 施工機械の変更

施工機械の適用について、積算と実際の施工が相違している場合は、設計変更の対象としない。

ただし、現地の状況変化等により、有人の建設機械で積算していたものを無人の建設機械に変更する場合等、本方式の基準の適用範囲外となった場合には、見積り等により変更後の請負工事費を算定する。

(5) 施工工法の変更

現地状況等の変化により施工工法の変更が必要となった場合は、変更後の施工工法の施工パッケージ単価又は積上方式による単価を設定し、変更後の請負工事費を算定する。

4 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更は、契約約款第25条の規定に基づき変更するものとする。

5 不可抗力による損害額の算定

不可抗力による損害額の算定は、契約約款第29条の規定に基づき実施するものとする。

6 部分払

部分払の額の算定は、契約約款第37条の規定に基づき実施するものとする。

7 部分引渡しに係る請負代金の額の算定

部分引渡しに係る請負代金の額の算定は、契約約款第38条の規定に基づき実施するものとする。

8 監督及び検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

第4 施工パッケージ型積算方式における運用の留意事項

施工パッケージ型積算方式の試行あたっては、次の事項に留意して積算を行うものとする。

第5 施工パッケージ型積算方式の円滑な実施

発注者及び受注者は、本方式の主旨を十分踏まえつつ、本方式の円滑な実施に努めるものとする。